

令和4年度

子どもの権利擁護委員制度

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」

事業報告書



令和6年1月

目黒区子育て支援課
子どもの権利擁護委員

目次

1	はじめに	2
2	目黒区子ども権利擁護委員制度	
(1)	権利擁護委員制度	4
(2)	体制	5
(3)	相談方法	6
(4)	相談対象者	6
(5)	相談日及び相談時間	6
(6)	調査・申立て	7
(7)	権利擁護委員名簿	8
3	子どもの権利擁護委員として活動を振り返って	
	「こども家庭庁創設・こども基本法と子どもの権利擁護委員制度」	
	相原 佳子	9
	「人とのつながり」	
	米田 弘枝	11
4	令和4年度子どもの権利擁護委員制度活動状況	
(1)	相談の受付状況	13
(2)	相談員による対応（他機関への連絡）	15
(3)	子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況	16
(4)	次年度に向けての活動	16
(5)	相談員による電話相談等の実施状況数	18
(6)	相談員による対応 他機関への連絡数	19
(7)	子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数	20
(8)	相談事例	21
(9)	啓発活動	26
参考資料	目黒区子どもの権利擁護委員制度実施要綱	31
5	あとがき	33

1 はじめに

目黒区では、平成17年2月に子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し「目黒区子ども条例」を制定しました。条例にある「子どもの権利擁護委員制度」のもと、子どもたちを権利侵害から守るために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は設置されました。子どもの気持ちに寄り添い、一緒に考えることで問題解決へ進められるように取り組んでいます。

令和4年度は、コロナ禍も落ち着きつつありました。アルコール除菌やマスク着用の日々は続きましたが、子ども達の学校生活も少しずつ、元の形になりはじめました。令和4年度の総相談件数は前年度と比して大きな増減はありませんでした。また、子どもから相談内容に関しても前年度と比して大きな変化はありませんでした。その反面、保護者からの相談は申立てや保護者間トラブル、学校トラブルが増加しました。

令和4年度には申立案件が3件、前年からの調整案件が1件ありました。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にとって、子どもの人権とは？子どもにとって最善の利益とはなんであるか？を、改めて問われる1年でもありました。

さて、子どもを取り巻く行政や法律にはどのようなものがあるか、皆様ご存じでしょうか。子育て支援課や子ども家庭支援センターなどを設置している市役所や区役所、保育園を管轄する厚生労働省や幼稚園を管轄する文部科学省、認定こども園を管轄する内閣府などの行政、児童福祉法や成育基本法、教育基本法などの子どもに関する事項を定めた法律が存在します。法律とは異なりますが、第44回国連総会で採択された「子どもの権利条約」や、それを基に制定された「目黒区子ども条例」なども子どもを取り巻くものの一つとして挙げられるでしょう。これらの行政や法律、条約により、子どもが生まれる前から一人の人間として社会に出ていくまで、さまざまな機会や権利が保障されています。

これらの行政や法律に加え、令和5年4月には、こども家庭庁の創設及びこども基本法の施行がされました。こども家庭庁は、「こどもまんなか」というテーマの基、子どもに関する政策の司令塔として、子育て支援に関する基本的な政策の企画・立案・推進、子どもの虐待や貧困などの諸問題への対応を一元化するなど、子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護を目的とし、内閣府の外局として創設されたという経緯があります。また、こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として制定されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについても定められています。

上記2つのほか、こども基本法に基づく「こども大綱」が策定されました。これは、従来の「少子化対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことを目的として策定されるものです。

また、令和5年6月には、子ども・子育て政策に係る関係閣僚や有識者、子育ての当事者、関係団体などをメンバーとしたこども未来戦略会議において継続的に検討されてきた、少子化対策の加速化プランを含めた「こども未来戦略方針」が閣議決定されました。

このように、子どもや子育てに関する行政や法律、その他の政策は、時代の流れに合わせて常に変化し続けてきました。特に近年は、上記に示したこども家庭庁の創設や子ども基本法の施行のほか、児童福祉法の改正や成育基本法の制定など、子どもや子どもに関わる人々を取り巻く環境には大きな変化が訪れています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により生活が大きく変化したことで、これまでとは大きくかけ離れた環境の中で子育て・子育ちをしなければなりません。

これは、子どもや子どもに関わる人々の悩みは、常に変化し続けていくということに帰結するのではないのでしょうか。

これらの変化に私たち相談員が敏感になり、情報を常にアップデートし続けることで、相談を受けた際にはこれまで以上に相談者の気持ちに寄り添い、一緒に問題について考えていくという姿勢に繋がっていくと考えられます。

現在、小学校や中学校、児童館、区内の掲示板など、子どもや子どもに関わる人々が日常的に関わるであろう場所を中心に、ちらしやポスターを使用して「めぐろ はあと ねっと」の啓発活動を行っています。しかし、未だ認知度は低く、悩みがある時の相談先として「めぐろ はあと ねっと」が十分に活用されているとは言い難い状況にあります。これまでの啓発活動に加え、如何にして「めぐろ はあと ねっと」の存在や目黒区子ども条例の理念を広めていくかが今後の課題と言えます。

今後も、関係諸機関の皆様のお力をお借りしながら、子どもにとって最善の利益を実現するために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の運営に携わっていきたいと思います。



2 目黒区子ども権利擁護委員制度

(1) 権利擁護委員制度

目黒区では、平成 17 年 12 月に、子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し、「目黒区子ども条例」を施行しました。さらに、子どもをいじめや差別・暴力等の権利侵害から守る仕組みとして、目黒区では平成 20 年 1 月に「目黒区子ども条例」のもと、子どもの権利擁護委員制度を設置しました。子どもの権利擁護委員制度では、子どもにとっての最善の利益を実現するために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を運営しています。

◆目黒区子ども条例◆

第十六条 子どもの権利擁護委員の設置など

区長は、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

第十七条 委員の仕事

委員は、次の仕事を行います。

- 一 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。
- 二 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。
- 五 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

～ 条例抜粋 ～



(2) 体制

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもや保護者および、関係者からの子どもにかかわる相談をフリーダイヤルで受け付けています。体制は専門相談員1名・相談員1名の2名（以下、相談員と言う）と、事務局係長1名・職員1名の4名です。

相談には電話で話を聴かせていただく相談、来所いただき直接話を聴かせていただく相談、オンライン画面を通して行う相談の3つがあります。何れの相談も子どもの心理に詳しい者が十分に話を聴き一緒に考え、アドバイスをしています。

また、子どもの権利侵害だと思われる場合や、相談者である子どもや保護者、関係者が権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員面談につなぎます。その中で、子どもたちの想いを受けとめ、権利侵害が疑われる場合には、解決に向けた対応を行います。緊急性や相談者の意向を踏まえ、必要に応じて関係機関と連絡を取り、より専門的なサポートが受けられる他の支援機関への紹介も行います。

いずれにしても、相談室として、子ども自らが安心して話ができること、保護者が気軽に相談できること、子どもに関係する人が誰でもためらうことなく連絡してきてくれることができることを常に心がけています。

子どもの権利擁護という言葉が聞かれると、難しく思われ、生活の中で身近に感じられることが少ないかもしれません。“子どもが自らの意思でいきいきと成長し、生活していく”姿を想像してみてください。そうすることで、子どもの権利をイメージしやすくなりませんか。

生きづらさ、生活のしづらさを抱える子どもに対して、大人が声をかけるのはとても難しいことです。

あなたの、その一言が子どものモヤモヤした気持ちを取り除けるかもしれません。

また、逆に、あなたの、その一言が子どもを傷つけてしまうこともあるかもしれません。

どのタイミングで、どんな言葉をかけてあげたらいいか？については、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」と一緒に考えてみませんか。



(3) 相談方法

まずは、0120-324-810 に電話をかけてください
でんわ
いえ でんわ けいたいでんわ
家の電話や携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。
なまえ い
名前を言わなくてもいいよ。
はなし だれ はなし
お話ししたことは誰にも話しません。



あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください
こま なや そうだんいん はなし
名前を言わなくてもいいです。
はなし だれ はなし
お話ししたことは誰にも話しません。
相談員が話を聞いて、あなたと
いっしょ かんが
一緒に考えます。



電話で解決しない時は、面談での相談もできます
でんわ かいけつ としめ めんだん そうだん
あなたが、解決のためにもっと行動を起こしたいという時には申立てをすることができます。
もうした ばあい ひつよう おう こ けんりようこいん しじつ かくにん じあん
申立てがあった場合には、必要に応じて子どもの権利擁護委員が事実を確認し、事案によっては意見表明や改善要請がなされます。



電話をかける
でんわ

電話で話をする
でんわ はなし

会って話をする
あ はなし

(4) 相談対象者

- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満の方（子ども）
- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満のお子様をお持ちの保護者の方や、子どもに関わりのある方（大人）

(5) 相談日及び相談時間

電話・来所相談 毎週水曜日～土曜日午前 10 時から午後 5 時まで

委員面談（予約制）月 4 回

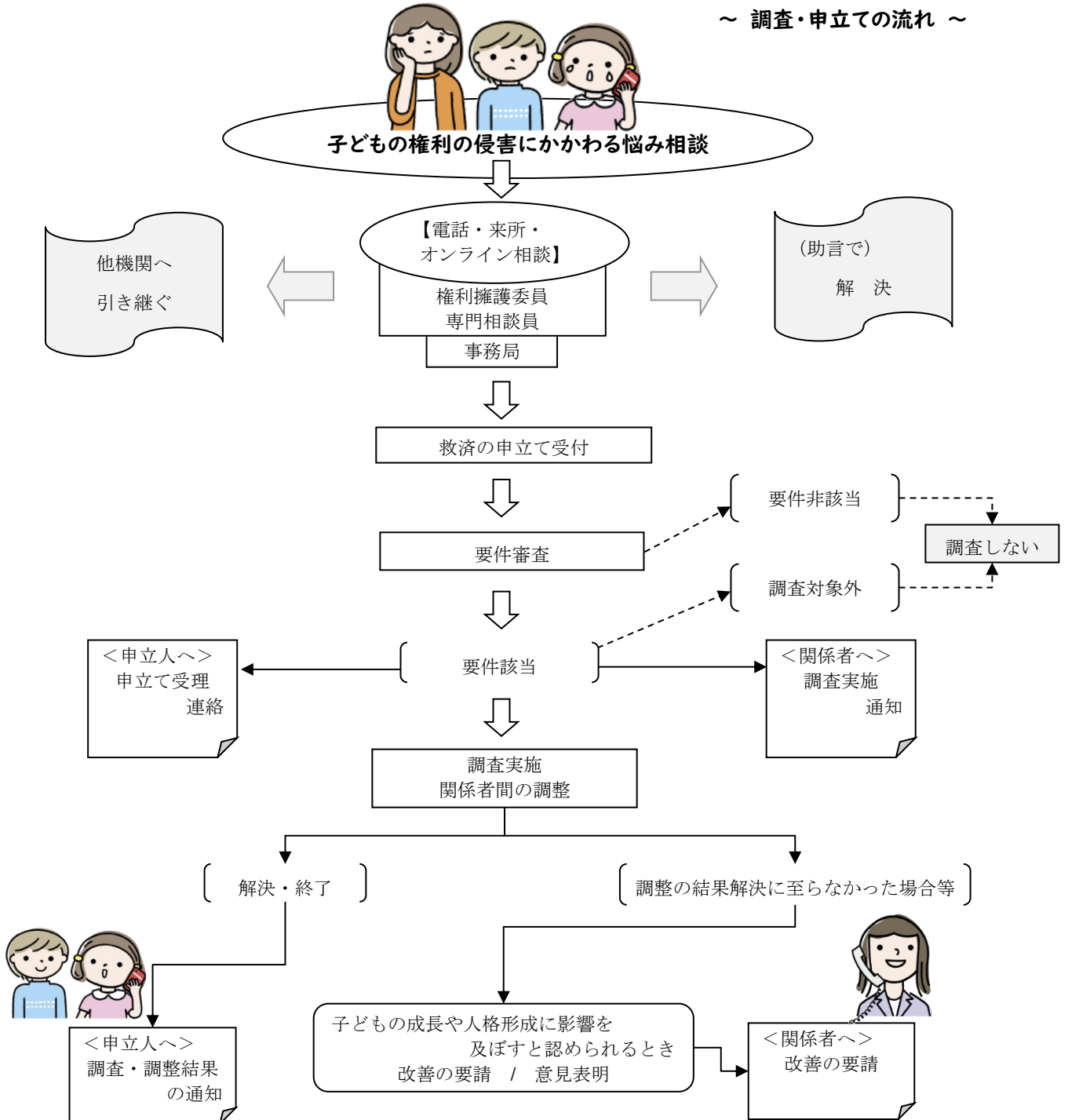
毎週水曜日～土曜日 午前 10 時から午後 4 時まで

(6) 調査・申立て

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では権利侵害を受けている子どもについて、子ども本人またはその関係者から救済の申立てをすることができます。権利擁護委員は、子どもの権利侵害についての事実調査や関係者間の調整を行います。また、調整がつかない等、場合によっては権利擁護委員が関係者や関係機関に対して、意見の表明や改善の要請を行うこともあります。

子どもが通常どおりの日常生活を送れるよう、問題解決に向けて取り組みます。

～ 調査・申立ての流れ ～



(7) 子どもの権利擁護委員名簿

氏名	所属等	任期
相原 佳子	弁護士 第一東京弁護士会所属	令和4年1月9日 ～令和6年1月8日
		令和6年1月9日 ～令和8年1月8日
米田 弘枝	公認心理師 元立正大学 心理学部教授	令和4年1月9日 ～令和6年1月8日
		令和6年1月9日 ～令和8年1月8日

3 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って

こども家庭庁創設・こども基本法と子どもの権利擁護委員制度

子どもの権利擁護委員 相原佳子

1 はじめに

令和5年4月1日に「こども家庭庁」が創設されました。子どもの最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」を実現することを目指し、こども施策を総合的に実施する新しい省庁です。そして、同時にこども施策の基本理念等を定めた「こども基本法（以下「基本法」といいます。）」も施行されました。

昨年も同庁の創設を契機とした、子どもの権利擁護のための独立機関について書かせていただきましたが、再度、多くの方にその理念をお知らせし、基本法の趣旨の実現にご尽力いただきたく、想定されている業務内容を紹介するとともに、現在の目黒区のこども関連施策の取り組みがより充実化することを提言させていただきたいと思います。

2 こども家庭庁

こども家庭庁は、厚生労働省子ども家庭局が所掌していた事務及び障害保健福祉部が所掌していた障害児支援に関する事務、内閣府が所掌していた子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策並びに子ども・子育て本部が所掌していた事務、文部科学省総合教育政策局が所掌していた災害救済給付に関する事務のほか、性的被害の防止等の新たな事務も行うことになっています。これまで複数の省庁で実施されていた事務を一つの庁において、一体的としたこども施策として実施することが期待されているのです。

そして、こども家庭庁には、外部有識者からなるこども家庭審議会が設置され、こども施策の重要事項について、調査審議等を行うことになっています。そして、公表された名簿をみますと、大学生や子どもに関する団体の代表者が含まれていて、子ども・若者当事者の声を施策に反映することが求められています。子どもは、これまで保護すべき対象として設定されていた、つまり客体として認識されていて、自ら意見を述べるという主体的な存在とされていませんでした。しかし、この基本法では、子どもたち自身が主体的に関わっていくことも期待されているのです。

令和5年12月に公表された「こども大綱」の取りまとめも、この審議会で行われます。

3 こども基本法

第一条には、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」こども施策を総合的に推進することを目的として明記し、同第3条には、こども施策の基本理念として子どもの権利条約の4つの一般原則（差別の禁止、生命、生存、発達の権利、

意見表明権、最善の利益の考慮)が掲げられています。我が国が同条約を批准してから約30年弱が経過していますが、児童虐待、いじめ問題など子どもを取り巻く現状は深刻であり、現在、子どもの権利が十分に保証されているとは言えません。同基本法15条には、国が基本法および子どもの権利条約の趣旨や内容を国民に周知する義務が規定されています。私は、子どもの権利について、これまで機会があるごとに論究させていただきましたが、なかなか、多くの人の理解を得ているとは言えない状況です。

この基本法が制定された以上は、前述の審議会の構成員の考え方同様、国民の間に、子どもは人格的に独立した権利の主体であるという考えが浸透していくことを期待しています。つまり、今後は、子どもらが自らの権利侵害に気がつくことが困難であること、声を上げることが難しい環境に置かれた子どもたちもいることなども念頭に置いて、子どもたちの意見が反映される制度的・手続き的配慮を丁寧に行っていくことが必要です。

上記の通り、こども基本法の制定施行、こども家庭庁の創設は我が国の子どもの権利保証が促進される契機となることが期待されています。

最後に、残された課題としては、前回も書かせていただいた子どもの権利を独立した立場で監視、救済する機関(子どもコミッショナー)の設置です。

当職が担当させていただいている子どもの権利擁護委員制度は、この観点から重要な制度ですが、現時点では、十分に機能しているとまでは言えません。

是非、全国に先駆けて制定された、目黒区の先進的な取り組みとして、かようなこども基本法を実効化する組織としてお役立ていただきたく多くの方のご理解とご支援を求める次第です。



この1年を振り返って、日本は安全な国ではなかったのかと目を疑うような暴力的な強盗事件が相次いだ。特に銀座の真ん中で多くの人の目がある中で起きた犯罪は一部始終が携帯や防犯カメラに写っていることで、大きな衝撃を受けた。これらの犯罪の多くは、犯人が逮捕されていて、日本の警察力には大いに敬意を表するが、逮捕された者の多くが10代20代の若者であり、中には高校生も含まれていたことも衝撃的であった。短時間で金を稼げるなんて、犯罪以外にあるはずがないにもかかわらず、一時の金欲しさに自分の将来が犯罪者となるリスクを何故犯してしまうのだろうか。

ある事件の犯人の父親は、「普通の家庭で特に大きな問題もなく成育した子どもだったが、大学生になって親元を離れたあと、親の全く知らない情報の世界に子どもが足を踏み入っていたことが分かった」という。また、別の少年は、「SNSで知り合った人が始めは優しく、気が付けば、家族の個人情報まで知られることになり、脅されて言うことをきくしかないところまで追い詰められた」とのこと、少年を罠にはめるのは簡単だったのかもしれない。

倫理観や道德意識は、はじめは親や教師から教えられ、他律的に学ぶが、成長とともに、友人との交流体験や社会生活のなかで、自分自身の行動規範として自律的に身に着けていくといわれている。少年達が「これは危険！」と気が付く機会はなかったのだろうか。

ずっと昔の話ではあるが、精神医学者の福島章氏は、「非行心理学入門（中公新書、1985）」の中で、「テレビの普及による疑似現実が子どもの心の発達に重要な役割を演じている。」「昔とは比較にならないほどの情報量の大きさが、言語によって整理されないままに、断片的で情緒的なイメージとして影響を与え、その時その場での満足を求める方向に動かされる。言語を情報源とする知識は意識的な思考となるが、イメージを情報源とする情報はまとまりを欠き断片的なものとなることが多く、善悪の判断よりも感性を優先させがちになると考えられる」という(PP.203～204より一部引用)。40年経過して今の時代にあてはめて考えると、SNSから得る情報がこれに当たるように思われる。おびただしい情報の中で、何が正しく何が正しくないかを選択し判断するのは非常に難しい。また、日々情報にさらされると、慣れてきて身近に感じ、ハードルも下がるのかもしれない。

しかし、それでもなお、犯罪行為に足を踏み入れることに歯止めをかける機会を考えると、そこには、家族や友人など信頼感のある人とのつながりがあるのではないかと思う。

コロナ禍で会議はオンラインになって便利になった反面、人とのつながりという点では対面の時の半分くらいの不全感を感じた人は少なくなかったのではないだろうか。人と人との関わりには、言語だけでない信頼感や安心感、安全感などの「こころ」を伴っている。「時代に取り残される」と思われるかもしれないが、「こころ」を大切にすることは権利擁護委員の役割でもあると思っている。



4 令和4年度子どもの権利擁護委員制度活動状況

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、開設時から子どもの権利について考え、目黒区で生活する子どもたちが、自分らしく元気にいきいきと毎日を過ごすことができるよう取り組んでいます。各関係機関と連携・協力をし、相談者と共に問題解決を図っています。

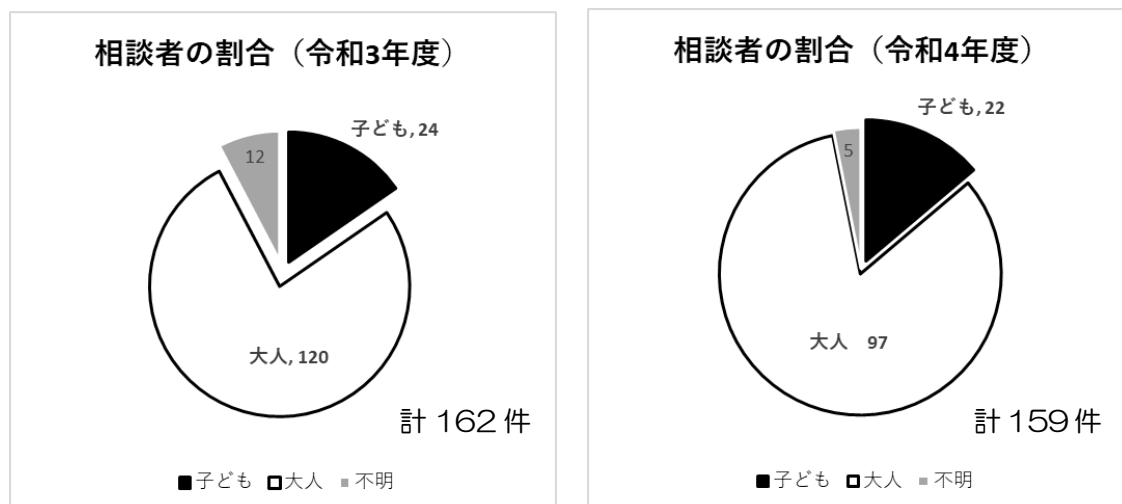
相談者に対して、適切な助言ができるよう、話を良く聴き、相談者が本当に抱えている主訴を読み取ることを心がけています。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、電話相談から関わるものがほとんどです。そのため、1回の電話相談で相談者の気持ちが整理できない場合は、数回の電話相談を通して、一緒に考え、問題解決へ進められるようにします。また、子どもの権利擁護委員との面談で、具体的なアドバイスを受けることで、問題解決へ向かうこともあります。

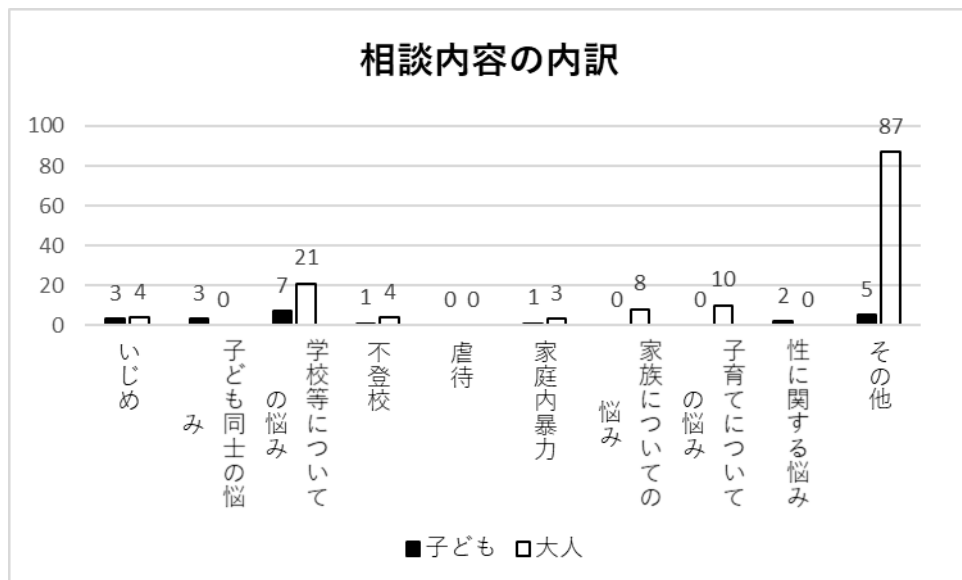
また、子どもの権利についての相談でない場合でも、相談者の気持ちを受け止め、その相談内容にふさわしい相談機関を紹介し、相談者の気持ちに寄り添った対応ができるよう心がけています。

以下のとおり、令和4年度の子どもの権利擁護委員制度活動状況について報告します。

(1) 相談の受付状況

令和4年度は、合計で159件の相談電話等がありました。令和3年度は162件でした。相談者の割合は、子どもは22件で、全体の13.8%、大人は137件で、全体の86%でした。令和3年度は、子どもは24件で、全体の14.8%、大人は132件で、全体の81.5%でした。電話相談等件数は、3件減少しましたが、申立てが3件あったことから保護者からの相談が子どもからの相談を上回っている状態でした。また、令和4年度より試験的に公立の中学2年生に限定したチラシ(3回)を配布しました。チラシ自体の評判は良かったですが、相談件数につなげることはできませんでした。





ア 子どもからの相談

子どもからの相談内容として顕著だったものは、学校についての悩み、子ども同士の悩みでした。学校についての悩みでは、「教室がうるさい、授業に集中できない」と言った授業時における他児態度に関する相談が小学生からありました。授業を受けたいのに、クラス内がうるさくて困っているというものでした。複数回話し合いの結果、本児の困り感を子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」から教育委員会経由で学校に伝えてもらうこととしました。また、子ども同士の悩みでは、「悪口を言われた」「お友達とうまくいかない」と言った交友関係に関する相談が小学生から寄せられました。相談者である子どもの話をしっかり聴き、子ども自身で答えが出せるように寄り添った支援をしました。

他に、「家の人言葉に傷つく」と言った家庭内トラブルに関する相談を1件受け付けました。保護者と相談の上、委員面談につなぎました。また、「中2チラシをみて」の中学生からの相談が1件ありました。「何を話せばいいかわからないけど、電話をした」との相談でした。この中学生からの相談は継続的に関われませんでした。うまく自分の気持ちを表現できない様子の中学生でした。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」として支援をしていく必要がある中学生であったと考えています。子どもからの相談を取りこぼさないように、しっかり相談対応をしていかなければならないと考えています。

イ 大人からの相談

大人からの相談として顕著だったものは、申立てや保護者間同士トラブル、学校トラブルについての悩みでした。内容としては、申立てに関連することが相談件数として多く、次に保護者間トラブル、学校トラブルに関するものでした。何れも保護者と相手方との認識の違いや、両者の説明不足による誤解などが原因となっていたことが多かったです。何れの場合も子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では中立の立場をとり、委員面談につなげ、相談者によりその問題を整理しました。相談者に問題解決の糸口を見つけられるようにアドバイスをし、相談者が問題を抱え込まないように意識して、さまざまな機関と連携して対応しました。

いじめについての悩み、不登校についての悩みも、令和3年度と比べ相談数が増加しました。主な相談内容としては、いじめ、不登校に関し「学校側とどのように話をすすめていけばいいのかわからない」というものでした。上述の学校トラブルにも関係することですが、学校管理職への相談の仕方やスクールカウンセラーの利用方法等について、相談者に対しわかりやすくアドバイスしました。

(2) 相談員による対応（他機関への連絡）

令和4年度は、前年度と比べると相談員が、他機関へ連絡をする件数が減少しました。件数をみると、令和3年度は63件なのに対し、令和4年度は41件と、約3割減となりました。令和4年度は申立て案件が3件あった関係で、他機

他機関への連絡件数		
機関名	令和4年度	令和3年度
保健予防課・碑文谷保健センター	0	0
子育て支援課（ほ・ねっとひろば、子育て総合相談）	9	8
子ども家庭支援センター	3	24
児童発達支援センター	0	4
区民の声課	0	1
教育委員会	3	9
めぐろ学校サポートセンター（教育相談）	1	3
めぐろ学校サポートセンター（SSW）	0	4
公立小学校・中学校	1	7
児童館	23	1
品川児童相談所	0	2
東京弁護士会子ども相談	1	0
合計	41	63

関への連絡先が前年度と比しても限定されていたためと考えられます。

専門相談機関にとって、社会資源をどれだけ保有し活用できるのかは、重層的支援につながるものと考えています。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、さまざまな機関と連携し、相談者の問題解決を進めています。

(3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況

委員活動は、弁護士と公認心理師の委員が専門性の高い知識を活かし、相談者の意向を確認しながら面談を行いました。委員と話をすることで、気持ちの整理、問題の整理につながり、前向きに問題解決を進めていこうと考えられる相談者が多くありました。面談では、相談者の話を聴き、受け止め、適切なアドバイスを行い、必要があれば他機関を紹介することもありました。

権利擁護委員との面談件数		
主たる相談内容	令和4年度	令和3年度
いじめ	0	0
子ども同士の悩み	0	1
学校等についての悩み	3	6
不登校	0	0
虐待や虐待につながるおそれ	0	0
家庭内暴力	1	0
家族についての悩み	3	2
子育てについての悩み	0	3
性に関する悩み	0	0
その他	5	0
合計	12	12

また、1回の面談では終わらずに、解決の見通しが立つまで、継続して面談を行った相談者もいました。弁護士、公認心理師のアドバイスを聴き、今後どうしていけばいいのか、なにが必要なのか、相談者と共に考えることを大切にしました。一緒に考えながらも、相談者自身が解決への力を持てるようにしました。

権利擁護委員による対応		
対応内容	令和4年度	令和3年度
申し立て受理	3	0
調査・調整	3	1
他機関への連絡 ・子ども家庭支援センター ・教育委員会 ・児童館 他	0	0

加えて、本年は申立てが3件ありました。申立者の意向を受け、相手方等との関係調整に努めました。さらに、相手方・関係機関に対する調査にも従事しました。本申立て3件は令和4年度内に解決することはできなかったため、子どもにとって最善の利益を実現するために、現在も調整中です。

(4) 次年度に向けての課題

令和4年度は、相談員が対応した電話相談等の件数は前年度と比して大きな増減はありませんでした。また、子どもの電話相談数についても大きな変化はありませんでした。新しい試みとして、公立の中学2年生全員に対し啓発チラシを3回配布しましたが、相談数の増加につなげることはできませんでした。新たな啓発活動について検討しつつも、今後も地道に啓発活動に力を入れていきたいと考えています。

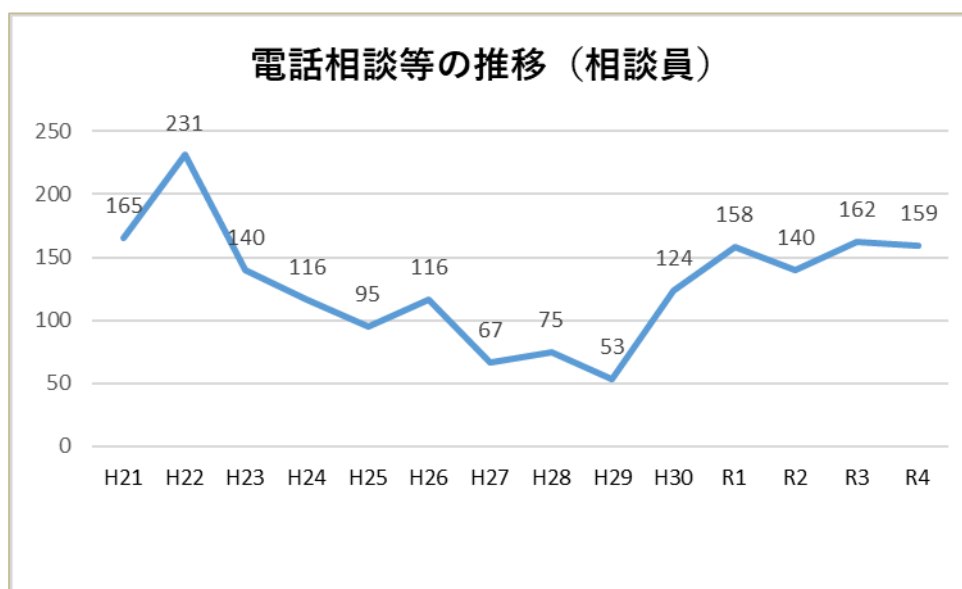
令和4年度は従前に比べ、教育機関等との調整にまつわる案件が多かつ

たです。今後も教育機関等との調整にまつわる相談は増えると思われます。相談者である保護者が適切な判断をし、冷静に教育機関等と話し合いを進めていけるような伴走型支援が求められると考えます。

また、本年は申立てが3件ありました。申立てを受け付けると専門相談員以下事務局ではさまざまな調査が必要になります。申立者の意向、相手方の状況を踏まえて、適切な調査を実施することが求められます。今後も、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、適切な調査を実施し、子どもの日常が取り戻せるよう努めていきたいと考えています。

次年度以降、どのような相談が増え、どのような支援が求められるのかは未知数な部分が多いですが、私たち相談員は、現状に満足せず、日々子どもたちのために何ができるかを考え、どんな相談内容であっても受け止められる力を蓄えていきたいと考えています。

また、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は当相談室が単体だけでなく、関係機関と連携し、相談者にとってベストな対応がとれるようにしていく必要があります。電話相談だけでなく、来所による面談、オンライン面談などそれぞれの特徴を活用し、子どもや保護者、その関係者の方にとって相談しやすい場となれるように努めていきます。今後も、目黒区における子どもの専門相談機関として子どもの権利を実現できるように取り組んでいきます。



(5) 相談員による電話相談等の実施状況数

主たる相談内容	令和4年度										
	令和3年度										
	子ども						大人			不明	計
	年齢不明	幼児	小学生	中学生	高校生	小計	保護者 (親族含む)	その他	小計	(無言 電話)	
いじめ	0	0	3	0	0	3	3	1	4	0	7
	0	0	2	0	0	2	4	0	4	0	6
子ども同士の悩み	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	3
	0	0	0	0	9	9	3	0	3	0	12
学校・幼稚園・保育園についての悩み	0	0	6	1	0	7	21	0	21	0	28
	0	0	1	5	0	6	63	0	63	0	69
不登校	0	0	0	1	0	1	4	0	4	0	5
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虐待や虐待につながるおそれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	1	0	0	1	3	0	3	0	4
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族についての悩み	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	8
	0	0	2	2	0	4	19	0	19	0	23
子育てについての悩み	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	10
	0	0	0	0	0	0	25	0	25	0	25
性に関する悩み	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2
	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	4	1	5	83	4	87	0	92
	0	0	2	0	0	2	6	12	18	6	26
合計	0	0	13	8	1	22	132	5	137	0	159
	0	0	8	7	9	24	120	12	132	6	162

(6) 相談員による対応 他機関への連絡数

令和4年度 ()内は令和3年度件数	
機関名	件数
保健予防課・碑文谷保健センター	0 (0)
子育て支援課 (ほ・ねっとひろば相談)	9 (8)
子ども家庭支援センター	3 (24)
児童発達支援センター	0 (4)
区民の声課	0 (1)
教育委員会	3 (9)
めぐろ学校サポートセンター (教育相談)	1 (3)
めぐろ学校サポートセンター (SSW)	0 (4)
公立小・中学校	1 (7)
児童館	23 (1)
品川児童相談所	0 (2)
東京弁護士会子ども相談	1 (0)
合計	41 (63)

(7) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数

令和4年度 ()内は令和3年度件数	
主たる相談内容	件数
いじめ	0 (0)
子ども同士の悩み	0 (1)
学校・幼稚園・保育園についての悩み	3 (6)
不登校	0 (0)
虐待や虐待につながるおそれ	0 (0)
家庭内暴力	1 (0)
家族についての悩み	3 (2)
子育てについての悩み	0 (3)
性に関する悩み	0 (0)
その他	5 (0)
合計	12 (12)

令和4年度 ()内は令和3年度件数	
対応内容	件数
申し立て受理	3 (0)
調査・調整	3 (1)
他機関への連絡 子ども家庭支援センター 教育委員会 児童館 他	0 (0)

(8) 相談事例

相談事例は子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にあった相談内容をプライバシー保護のため、複数の事例から構成し、内容を一部変更しています。

①高校 2 年生女子生徒 A さん ダイエットに関連する相談

「小学 5 年生の頃からダイエットをはじめた。ダイエットを始めたら生理が来なくなって、精神的におかしくなった。食べたものを何度も吐こうとしても吐けなかった。家族に摂食障害っぽくなっていることがばれた。中学生になって、家族と話し合うことができるようになって、学校にも行けるようになった。その後、一時期、親の仕事の関係で、海外で生活することがあり、落ち込むこともなくなり、自分も変わったと思った。でも、海外から戻ってきたらやっぱり過食をしてしまう。今は学校には行けているけど、お休みになると一気に食べてしまう。つらい」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

高校 2 年生女子生徒 A さんからの不安、摂食に関する相談電話でした。相談開始時の A さんは、号泣しており、なかなか話をすすめることができませんでした。

A さんはダイエットをきっかけに、過食を繰り返すようになり、体調を崩してしまっただけでなく、海外で生活をするようになり、体調は戻ったものの、国内での学校生活が始まると、再度過食状態になってしまったことを語ってくれました。相談員との話をすすめて行く中で、A さんは勉強が嫌いではないが、テストのことを考えると、自分を追い込んでしまうところがあること、勉強優先で絶対に遊んではいけないという強迫観念にとらわれているといったことがわかりました。相談員は「自分を責めてしまうんだね、あれができないこれができないと思ってしまおうとつらくなるよね」で、A さんの不安やつらい気持ちを否定することなく、受容しました。また、相談員は A さんが勇気を出して、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に電話をしてくれたことに敬意を表しました。相談員が A さんの気持ちに寄り添っていくうちに、A さんは電話をするにあたりとても緊張したこと、話を聞いてもらって安心できたことなどを穏やかに話してくれました。A さんは次第に、海外での生活の話や、将来はパティシエになる夢があることを話してくれました。

電話相談を通して、A さんの不安を解消することまではできませんでした

が、Aさんの気持ちを切り替えるきっかけにはなれたようでした。加えて、Aさんは過食を繰り返し体調を崩してしまいがちなところもみられたため、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」としては、医療の選択があることも伝えました。

②小学5年生男子児童Bさん 同級生に関する相談

「〇〇小学校5年生です。隣のクラスの女子が暴れている。クラスは違うけど、授業によってはたびたび一緒になる。いつ蹴られるかわからないし、心配で怖い。落ち着いて学校に行けないので、今学校を休んでいる。親が学校に話しても変わらない。学校が動いてくれなくて困っている。どうしたらいい？」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

小学5年生男子児童Bさんからの同級生女子（以下、Z）に関する相談電話でした。入電時にはBさんは学校名を名乗り、同級生Zからの問題行動についてエピソードを交えて具体的に語ってくれました。同級生Zは別のクラスであり、教師や児童に対しての他害行為があること、また校内における器物破損等があることを話してくれました。他児童の保護者が学校と話し合っても改善がみられないとのことでした。特にBさんは同級生からの他害行為を恐れているようでした。また、同級生Zの問題行動を恐れている児童は他にも複数いるとの話もありました。さらに、Bさんの不安な気持ちは保護者には相談ができていたようでした。相談員がBさんの希望を確認したところ、次のような希望を話してくれました。Bさんの希望は①「同級生の問題行動が落ち着くこと」、②「安心して学校に行けるようになること」でした。相談員とBさんで話をすすめていくと、本相談はBさんが自分の気持ちを他者に聴いて欲しいという気持ちを吐き出すということではなく、学校として同級生Zに対処して欲しいという環境調整にまつわる要望であることの確認がとれました。Bさんは教育委員会に相談することを希望しました。引き続き、相談員とBさんで安心して学校に行けるようになるためには、どうしたらいいかを話し合いました。結果、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」から教育委員会に、Bさんの語った内容を伝えることとなりました。後日、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」から教育委員会にB

さんの名前は匿名で、同級生 Z の情報、B さんの希望を伝えました。

本来であれば学校内での事象であるため、担任やスクールカウンセラー等に相談をして解決するのが望ましいところではあります。しかし、B さん自身が学校に行けなくなっていることで学校関係者と話をする機会が限られていること、また B さん本人が教育委員会への情報提供を望まれたことから、本相談内容を教育委員会側に提供し、学校側で同級生 Z の対応を検討してもらうこととしました。

③未就学児童 D ちゃん母親 家族に関する相談

「5 歳の男の子と 1 歳の女の子がいる。夫と別居をしている。子どもには別居をしていることをちゃんと話せていない。下の子はまだいいかなとは思いますが上の子に別居のことをどう話せばいいか。別居をしたことで子どもに変化が出てきていると感じている。その変化にどう対応すればいいのかで悩んでいる」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

5 歳児童 D ちゃん母親からの、夫婦別居にまつわる家族に関する相談電話でした。

D ちゃんのご両親は半年前から別居して、離婚にむけての話がすすまれているとのことでした。父親は少なくとも毎月 1 回土日には子どもと会っています。D ちゃんは「パパやママがお仕事をする上で自分が邪魔になったのではないかと、両親が別居されていることを自分のせいであると考えているようでした。D ちゃんは自分の思いや、やりたいことをしっかり言葉にできる部分はあるものの、感受性が強い部分もあるようでした。

母親は離婚に関しどのように子どもに説明をしたらいいかを、カウンセリングを受けたり、インターネットや書籍等で調べたりされていました。しかし、コロナ禍という状況もあり、母親は体調を崩してしまいました。その結果、母親は子どもへの対応が後手に回らざるを得ないようでした。

相談員は母親の日々の労を労い、次のようなアドバイスをしました。①「ママの病気を治すためにパパとは離れて暮らしていること」、②「パパとママは、いつでも D ちゃんのことを大事に思っていて、大好きであること」、③「パパとはこれからもずっと会えること」等を D ちゃんにわかる言葉で伝

えるように、相談員が説明をしました。加えて、Dちゃんに話をする際に、Dちゃんが不安になるようなことは言わないように、事前に父親と母親で話し合うこともすすめました。

母親は相談員との話を通して、別居説明に関する見通しが立てられたことで、Dちゃんや下のお子さんにまつわる日々の悩みも相談され、子育てに関する見通しも立てられたようでした。

ご夫婦の別居、離婚にまつわる相談は少なくないです。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」としては、別居、離婚が子どもに与える影響を考えつつ、その時の子どもに理解できる言葉・内容で、両親はいつでも子どものことを考え、愛していることを伝えつつ、別居・離婚の事実を伝えることが大切であると考えています。

④高校2年生Dさん父親 いじめに関する相談

「都立高校に通っている。学校で子ども同士がふざけあっている姿が動画にとられ、知らないうちにSNSに上げられてしまった。そのふざけあいはいじめとして認定された。親として、相手の子どもや親に謝罪をしたが受け入れてもらえなかった。学校とどう話し合っていけばいいものか。アドバイスが欲しい」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

高校2年生Dさん父親からの、SNS・いじめに関する相談電話でした。

Dさんは文科系のクラブ活動をしていました。部内の生徒がふざけている姿を他の生徒が動画として録画し、SNS上に公開してしまいました。Dさんはその場にいましたが、率先して、ふざけるようなことはしていませんでした。しかし、高校側により、そのふざけあいはいじめとして認定され、動画内の後ろに写り込んでいたDさんもいじめ加害者として認定されました。

Dさんの父親は高校側からの説明を受けて、Dさんとともに被害生徒・保護者に謝罪をしました。しかし、被害生徒の保護者が謝罪を受け入れることはありませんでした。その後、高校内においては教師が生徒の関係改善に努めたこともあり、Dさんらと被害生徒は通常の学校生活を送れるようになりました。Dさんと被害生徒の関係は以前より良いものになっていました。しかし、被害生徒の保護者はDさん父親に対して、個人的な要求を続けてい

ました。Dさん父親は被害生徒の保護者のことを「学校に話していいのかどうか」で悩まれていました。「せっかく仲良くなった子どもたちの関係を壊してしまってはどうしよう」と思われていました。父親と相談員で相談を複数回重ね、Dさんを傷つけることなく、学校と話し合っていく方法を考えました。相談員はDさんの状況や高校の対応状況を確認したのち、次のようなアドバイスをしました。「学校内においてDさんと被害生徒の関係が改善されており、クラブ活動にも問題がないのであれば、被害生徒の保護者からの要求は、基本、学校で対応してもらうこと、加えて、その保護者に対するDさん父親の対応有無の判断も学校にゆだねること」などを相談員が説明をしました。

相談員はDさんや父親が被害生徒に対して具体的にできることを一緒に考えつつ、高校側との話し合いの方法についてアドバイスしました。

父親は高校との話し合いの場を持たれ、被害生徒の保護者対応は高校側が対応することとなり、Dさんと被害生徒は通常とおりの学校生活を送られるようになりました。



(9) 啓発活動

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を紹介するポスターとチラシ、カードを保育園・幼児の保護者・小学生・中学生・高校生、関係機関等に配布しました。また、相談日周知のため、毎月「月の予定表」を区立小・中学校と各住区センター、児童館、図書館、学童保育クラブ等他施設へ配布し、ホームページからも情報を発信していきました。

さらに、公立中学校2年生全員に対し、「めぐろ はあと ねっと通信」をチラシとして配布しました。民生児童委員協議会にてチラシ、学童クラブ出張講座（出張ほ・ねっと）にてカードを配布しました。加えて、区立小新2年生児童に定規を配布しました。

時期	啓発内容	時期	啓発内容
4月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館)	10月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(区内小・中学校) 中2チラシ2回目配布
5月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館)	11月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 子ども条例啓発カレンダー展示でのチラシ・カード配布(目黒区総合庁舎) 学童クラブ出張講座にてカード配布
6月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(区内小・中学校、児童館、学童保育クラブ、保育園、住区センター等) 中2チラシ1回目配布	12月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 学童クラブ出張講座にてカード配布
7月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	1月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 中2チラシ3回目配布
8月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	2月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 民生児童委員協議会にてチラシ配布
9月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	3月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 定規配布(区立小 新2年児童宛)

月の予定表 ポスター

子ども相談室 めぐろ はあと ねっと

みづめよう あなたの はあと
フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」
そんな時には電話をしてください。相談員があなたのお話を聴きます。名前が名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここで話は誰にも言わないよ!!
相談日は(水)～(土) 10時から17時まで!!



1月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1 元日	2	3	4 相談日	5 相談日	6 相談日	7 相談日
8 成人の日	9	10	11 相談日	12 委員面談日	13 委員面談日	14 相談日
15	16	17	18 相談日	19 委員面談日	20 相談日	21 相談日
22	23	24	25 相談日	26 委員面談日	27 相談日	28 相談日
29	30	31	相談日	相談日	相談日	相談日

大人の方
「生活リズムが崩れている」「元気がなく、ふさぎ込んでいる」等お困りの場合には、ご連絡ください。相談員がお話をお聴きします。電話以外での面談もお受けしています。相談員による電話相談・面談で問題が解決しない場合や、権利擁護委員との面談を希望される場合にはご相談ください。

- * 保護者の方やお子さんとかかわりのある方からの相談をお受けしています。
- * 相談日とは：相談員が電話で相談をお受けする日です。委員面談日とは：権利擁護委員と面談できる日です。
- * 権利擁護委員には、弁護士と公認心理師の2名がおります。委員との面談は事前申込制です。お電話で予約状況・面談等をご確認ください。

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」のことやご不明な点の問合せは目黒区子育て支援課利用者支援係
(電話5722-9596)にご連絡ください。

月の予定表 チラシ

子ども相談室 めぐろ はあと ねっと

1月の相談日のお知らせ

子どもみんなへ
「なんかイライラする感がわからないよ」「友達に嫌なことをされて、や
って言ってもやめてくれない」「友達と比べられてガッカリする」
は、めぐろ はあと ねっと に電話をしてね。相談員が、あなた
を聴きます。あなたと一緒にどうしたらいいのかを考えます。
話は誰にも言わないよ。

フリーダイヤル
みづめよう あなたの はあと
0120-324-810
名前が言わなくてもいいよ。秘密は守ります。安心して話してね。

相談日
(水)～(土) 10時～17時

大人の方へ
お子さんが学校に行きたがらないということはありませんか？お子さんがこのまま不登校になっ
てしまうのではないかと心配されていませんか？お子さんへの対応でお困りのことがありましたら、上
記フリーダイヤルにお電話をください。相談員がお話をお聴きします。電話以外での面談もお受けし
ています。相談日は(水)～(土) 10時～17時となります。相談員による電話相談・面談で問題が解決
しない場合や、権利擁護委員との面談を希望される場合には、事前申し込みの上、権利擁護委員との
相談ができます。お気軽にご連絡ください。

委員面談日
1月12日(木)
1月13日(金)
1月19日(木)
1月26日(木)

委員面談日とは権利擁護委員と面談ができる日です。
権利擁護委員には、弁護士と公認心理師の2名がおります。

「めぐろ はあと ねっと」のことやご不明な点の問合せは
目黒区子育て支援課利用者支援係 電話5722-9596

毎月、月の予定表を区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関にポスター
500部、チラシ1300部配布しています。

～子ども相談室～

めぐろ はあと ねっと 通信

発行：目黒区子育て支援課利用者支援係

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」ってどんなところ～？

相談者の割合

○大人 ●子ども

①みんなが抱えている、悩みや問題を何でも相談できる場所です。

②「心がモヤモヤするな」「この悩みを誰かに聞いて欲しいな」と思ったら、いつでも電話してね！一緒に考えよう！

③左のグラフで見てわかるように、多くの子どもたちが「めぐろ はあと ねっと」に相談してくれています。遠慮せずに、なんでも相談してね。

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は、目黒区子ども条例に基づいて設置されました。

例えば、どんな相談があるの～？

中学1年生 友達との付き合いが苦しい

最近、友達が出来なくて寂しいことがある。なんでだろう？って考えたら、この前LINEのグループでみんなと話していた時のことかもしれない。Aちゃんが言ったことに対して、私が答えなかったからかな…無視したつもりはないのに…誰にも相談できなくて困っ

中学生になってから急にスマホを買ってもらった。親との約束で、夜は9時までで終わらせてくれるのに、どうしてもそれが守れないんだ。友達とオンラインでゲームしてるから、自分だけ抜けづらい。やってる時は楽しいからやめられなくなっちゃう。夜寝るのが遅くなるから、学校も遅刻したり、授業にも集中できなくなってる。

勉強もしたい気持ちはあるけど、どうしたらいいかな。別に、相談したい…？

中学3年生 ネットやゲームがやめられない

詳しい、相談方法は裏面を見てね

～子ども相談室～

めぐろ はあと ねっと 通信

発行：目黒区子育て支援課利用者支援係

こんにちは！子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」です。今週で、この通信も3回目だね。また、みんなに会えて嬉しいよ！

① 学校行くの嫌だなんて思うことが増えた。なんでだろう…

あー、学校は勉強のこととかいろいろあるんだけど…なんも楽しくない…

② 家にいてイライラする

家でゲームとか…集中しちゃう…

誰か「ちゃんとしなさい」ってうるさいし、もう、どうでもよくなってきたかも。

③ このままじゃダメな気がするけど、相談できる人いないし…頼にも、担任の先生にも話さなくていい

誰かにこの悩みを聞いてもらいたいな

④ 誰かに相談してみよう

よし！誰かに相談してみよう

目黒区には子どもが相談できる場所があるみたい。勇気を出して、電話してみた。

ちになっただ人、う、なっている人もいるんじゃないかな？

けど、だまると色々あるよね。一人で抱え込んでるのは辛いかな？一緒に考えてみるよ。

ねっと」に相談してみてもいいし、別で話なくても大丈夫。一緒に考えよう。よく頑張って書いてくれた友達もいたよ。

相談員

目黒区子育て支援課

～子ども相談室～

めぐろ はあと ねっと 通信

発行：目黒区子育て支援課利用者支援係

こんにちは！子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」です。今週は、どのような相談が「めぐろ はあと ねっと」に寄せられるのかをご紹介します。みんなの心の悩み事があったら、一人で抱えず相談してみよう。

～Aさん、中学2年生～

① クラス替えでBさんと仲良くなったの。

好きなマンガの部活で、いつも盛り上がっているの！

でも、マンガの部活は、Bさんとケンカしちゃった…

Bさんを責める言葉を書きつけてしまったかも…戻さないと…

② ひそひそ

Bさんに悪うと書いて学校に行ってきた。

そしたら、クラスのみんなが、部活のことを、コンコン話している。

③ 誰かに相談したい…

個人でいたら、学校の先生に「めぐろ はあと ねっと」の手紙を書いた。

勇気を出して、電話してみたよ。

Aさんの気持ちも考えると、とてもつらいよね。もしもしたら、Bさんともケンカをしたことで、傷ついているかもしれないね。

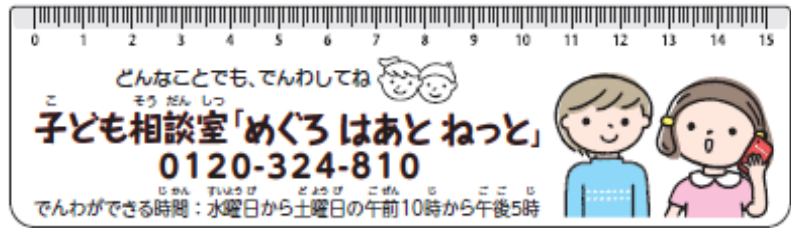
Aさんは、心のモヤモヤを「めぐろ はあと ねっと」に相談したことで、気持ちが軽くなったと書いていたよ。相談員と話すことで、気持ちが整理され、Bさんともうまく話せて仲直りができたみたい。

どんなに小さなことでもいいから、みんなも相談したいことがあったら、いつでも相談してね。一緒に考えてみよう！

相談員

目黒区子育て支援課

区立中学校2年生全員に、3回チラシを配布しています。



定規

定規は区立小2年生に全員配布しています。

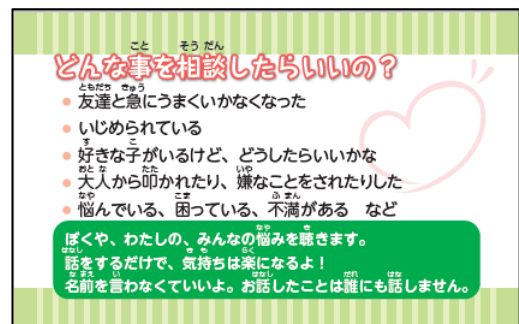
子ども相談室「めぐろ はあとねっと」ポスター



カード (表)



カード (裏)



カードは区立小3年生以上中学3年生までの児童・生徒全員に配布しています。

ポスター・チラシは、区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関に配布しています。

チラシ

子ども相談室 「めぐろ はあと ねっと」 とは？



- 目黒区では、平成 17 年 12 月に子どもたちが元気にいせいきと過ごすことのできるまちを目指し「目黒区子ども条例」を制定しました。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は、この条例にある「子どもの権利擁護委員会」のもと、子どもたちを権利擁護から守るために設置されています。
- 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、区内の子ども専門相談員として子どものことに関心ある相談員が電話相談や来所相談で話を聴かせていただきます。また、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」には権利擁護委員もおり、権利擁護委員は子どもの人権に関心ある法律の専門家と、子どもの心理に関心ある専門家の2名からなります。相談員との電話相談や来所相談で問題が解決しない場合や、権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員と面談での相談ができます。
- 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもの権利擁護について、子ども自身および保護者などの関係者からの相談や救済の申立てを受け、適切かつ迅速に解決していくことができるようにつとめています。
- ご相談内容によっては適切な機関を紹介させていただく場合もあります。「どこに相談すればいいかわからない」等お困りの際は迷わずにご連絡ください。

子ども相談室 めぐろ はあと ねっと

ほぐや、わたしの、みんなの悩みを聴きます。話をすることで、気持ちも楽になるよ！



相談時間 水曜日から土曜日の
午前10時から午後5時

電話番号 0120-324-810

無料でお話ができるよ。名前を書かなくてもいいよ。
日曜日から火曜日と休日・年末年始は相談ができません。
おうちの人も一緒に聞いてね。

どんな事を相談したらいいの？

ほぐが、わたしが...

- 嫌なことをされた
- 怒だかきしい学校に行きたくない
- イライラする

保護者や子ども
かわりのある方が...

- 子どもが学校に行きたくない
- 子どもがいじめられているようだ。
- 学校の先生が子どものことをわかってくれない
- 知り合いの子どもが最近うまくいっていないようだ。どうしたらいい？

ひとりで悩まないで！
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に連絡をしよう。

相談時間 水曜日から土曜日の
午前10時から午後5時

電話番号 0120-324-810

どうやって連絡をするの？

まずは、0120-324-810に電話をかけてください
家の電話や携帯電話からでもかけられます。お金はかかりません。

あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください
名前を書かなくてもいいです。お話ししたことは誰にも話しません。相談員が話を聞いて、あなたと一緒に考えます。

電話で解決しない時は、面談での相談もできます

あなたが、解決のためにもっと行動を起こしたいという時には
申立てをすることができます。必要に応じて子どもの権利擁護委員が申立てがあった場合には、必要に応じて子どもの権利擁護委員が事実を調査し、事実によっては意見表明や改善勧告がなされます。

区立小 1 年生児童には「めぐろ子育てホッ!とブック」にて、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の紹介をしています。

参考資料

目黒区子どもの権利擁護委員制度実施要綱

制定 平成19年12月3日付け目子政S第385号決定

改正 令和2年4月1日付け目子子第718号決定

改正 令和3年4月1日付け目子子第11729号決定

(目的)

第1条 この要綱は、子どもへの権利侵害について、子どもやその関係者が直接相談できる目黒区子ども条例(平成17年12月目黒区条例第63号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づく目黒区子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(相談対象者)

第2条 相談対象者は、子ども及びその関係者とする。

2 前項に規定する「子ども」とは、条例第2条第1項に規定する子どもをいう。

(委員の相談日及び相談時間)

第3条 委員の相談日は、水曜日から土曜日まで(1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。)の間において1月につき4回とし、相談時間は、午前10時から午後5時までの間の任意の3時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、調査や調整(以下「調査等」という)を行うに当たり必要があると認める場合には、前項に定める日又は時間以外の日又は時間に調査等を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、申立て等がない場合は、委員の相談日及び相談時間を変更することができる。

(申立方法)

第4条 子ども又はその関係者が条例第18条の規定に基づく申立てをしようとする場合は、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立書(別記第1号様式。以下「申立書」という。)を委員に提出するものとする。ただし、申立書を提出することができないと認められる場合は、この限りではない。

(申立事項の審査等)

第5条 委員は、前条の申立てがあった場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立受付処理台帳(別記第2号様式。以下「台帳」という。)に申立ての受付処理の状況を記録する。

2 委員は、申立て内容について必要な審査を行い、当該申立てが条例18条各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該申立てのあった日から30日以内に、目黒区子どもの権利擁護委員制度調査等を行わない旨の通知書(別記第

3号様式)を送付し、申立者に調査等を行わない旨を通知する。

(申立事項の調査)

第6条 委員は、前条第2項の審査の結果、当該申立てが条例第18条本文に該当すると認められる場合には、当該申立ての相手方となる関係機関、関係者等に対して、目黒区子どもの権利擁護委員調査等実施通知書(別記第4号様式)により、調査等を実施することを通知した上で、必要な調査等を行う。

2 委員は、前項の調査等の処理経過を書面により記録し、これを台帳に添付して保管する。

(合議)

第7条 委員は、条例第19条第1号ただし書の規定に基づき合議による決定を行う場合又はその他調査等を行うため合議による決定を行う場合には、目黒区子どもの権利擁護委員合議書(別記第5号様式)を作成し、これを保管する。

(申立事項の処理)

第8条 委員は、第6条第1項の調査等の結果、必要があると認めるときは、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立事項に関する調査結果について(別記第6号様式)又は口頭により、調査等の結果について関係機関、関係者等への必要な助言、支援、意見の表明、改善の要請その他の処理を行う。

2 委員は、当該申立てに対する調査等が終了した場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立調整結果通知書(別記第7号様式)により、申立事項の調査の結果等を、速やかに申立者に通知する。

(年次報告及び公表)

第9条 委員は、申立件数、処理件数、処理結果の主な内容その他の毎年度の事業の運営状況を、申立者が特定されないよう必要な配慮をして、書面により区長に報告を行う。

2 前項の運営状況は、区が発行する広報紙への掲載その他の方法により公表を行うものとする。

(身分証明書)

第10条 委員は、その職務を行う場合においては、身分証明書(別記第8号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 あとがき

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」での相談は電話による相談が入口になっています。来所による対面面談、オンラインによる面談を設けておりますが、電話による相談が全体の9割以上を占めています。皆様は電話を利用して、どのような相談をされたことがありますか。家電の使い方でしょうか？それとも、行政への手続き方法に関する問い合わせ等でしょうか？電話を通して自分が抱えている悩みを話したことがある人は、案外少ないのではないのでしょうか。見ず知らずの人に悩みの話をするのはハードルがとても高いです。逆に、会うこともないからかえって話しやすいという場合もあるかと思えます。子ども相談室「めぐろ はあと ネット」でのご相談でも「こんなこと話すほどじゃないし…たいしたことではないんですけど…」「いじめとは言えないけど…いじめほど大きなことではないけど、一緒にいるのがいや」等、ためらいながらのご相談が目立ちます。専門相談員は、相談者の方がどんなお気持ちで電話をされてこられているのかを想像しながら、傾聴に努めます。相談業務を担っていて思うことは、相談に大きい、小さいはないということです。あなたがつらい、嫌だと思ったら、それは相談をしていただく対象になります。そのつらさを言葉にし、他者に聞いてもらうだけで気持ちは楽になります。少しでも気持ちが楽になることで、心に余裕が持て、次に何に取り組めばいいのかを考える余裕が生まれます。どんな相談内容であっても、けっして、一人で抱えず、語って欲しいと思います。

若者の電話離れや電話嫌いが言われる昨今ではありますが、まずは子ども相談室「めぐろ はあと ネット」のフリーダイヤルにお電話いただき、悩まれている状態から一歩進んでいただきたいと思います。

相談内容により、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」で対応が難しいものは、適切な機関を紹介させていただく場合もあります。ご相談を棚上げすることはありませんので、安心してご相談をいただければと思います。

今後も、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、あらゆるご相談を受け止め、相談者の方に寄り添えるような支援をしていけるよう、尽力してまいりたいと思います。



子ども相談室「めぐろ はあと ネット」
専門相談員 皆藤真理子